

《重要》：【お知らせ（革靴）】 2022 年度関税割当証明書の返納手続（書類）の一部変更について

令和 4 年 5 月 23 日
経済産業省貿易経済協力局
貿易 審査 課

平素より、関税割当業務に御協力くださり御礼を申し上げます。

2022 年度関税割当証明書より、『革靴』の返納手続（書類）を一部変更しましたので、以下お知らせします。証明書の返納の際には、御注意くださいますようお願いいたします。

（※）『皮革』につきましては、昨年度と同様です（変更ありません）。

お手数をお掛けいたしますが、早期の返納をはじめ、各種手続に御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 一部変更の内容について（革靴）

- (1) 『輸入代金決済した T/T 送金（外貨送金依頼書及び計算書の両方）等』は、提出する必要はありません。 必要に応じて提出を求める場合がありますので管理保管をお願いします。
- (2) 上記（1）（外貨送金依頼書等）に代えて、「2022 年度証明書 返納用『自ら輸入』申告書（実績者/新規者・革靴のみ）」【公表様式第 5】（1 通）を追加して提出をお願いします。

■2021 年度の提出（返納）書類等の比較は、以下のとおりです。

	提出書類（略称）	【新】2022 年度返納（革靴）	【旧】2021 年度返納（革靴）
1	○証明書の原本	○提出	○提出
2	○関税割当返納確認書【公表様式第 4】	○提出（2 通）	○提出（2 通）
3	○返納用『自ら輸入』申告書（実績者/新規者・革靴のみ）」【公表様式第 5】	○提出	（○申請時の提出書類）
4	○初回通関の輸入許可通知書の写し	○提出 【注】初回分が無償の場合は、有償に至るまでの輸入許可通知書	○提出
5	○上記 4 の輸入通関した仕入書（インボイス）の写し	○提出 【注】初回分が無償の場合は、有償に至るまでの仕入書（インボイス）	○提出
6	×輸入代金決済した T/T 送金（外貨送金依頼書及び計算書の両方）等の書類の写し	×提出不要【申請者側で管理保管】 【注】必要に応じて提出を求めますので、その際は速やかに提出をお願いします。	○提出
7	○返信用のレターパック・プラス（赤色）	○提出	○提出

【注】再割当証明書の場合は、原則、上記の提出書類のうち、1，2（2 通），4，7 のみ提出が必要です。ただし、再割当証明書が、年間を通じての初回通関（分）の場合は、上記の提出書類のうち、1，2（2 通），3，4，5，7 が必要です。

2. 証明書返納時の提出書類（一覧）（上記 1. 一部変更の内容に係る補足）

詳細は、関税割当公表 第 15 証明書の返納（p. 18～20）をご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/download/2022/kw003_kouhyou2022.pdf

(1) 提出書類（返納書類）

- ①証明書の原本（NACCS システムに登録した場合は「関税割当証明書システム管理 終了結果情報」を併せて提出すること。【注】必ず、NACCS を終了してください。）

②関税割当返納確認書（公表様式第4）（**2通**）

③「**2022年度証明書 返納用『自ら輸入』申告書（実績者/新規者・革靴のみ）**」

【公表様式第5】 1通

【注】2022年度証明書を未使用（未通関）の場合は、提出不要。

④返納する証明書により輸入通関した割当物品に係る初回の輸入許可通知書の写し（1通）【注】初回分が無償の場合は、有償に至るまでの輸入許可通知書の全通。

⑤上記④の輸入通関した仕入書（インボイス）の写し（1通）

【注1】初回分が無償の場合は、有償に至るまでの仕入書（インボイス）の全通。

（無償等の記載がある契約書面等の写しを提出の上、無償であることを証明し、合わせて最初の有償による輸入通関に係る仕入書（インボイス）写しを提出すること。）

【注2】上記②と③の様式類は、下記のホームページからダウンロードして作成してください（関税割当の各種様式のホームページ中の（8）（9）をダウンロードしてください）。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_2_2022.html

（2）管理・保管書類（必要に応じて提出を求める書類。従来、提出していただいた全ての輸入通関の輸入通知書、輸入代金決済（外貨送金依頼書等）等の書類。）

返納する証明書により輸入通関した全ての輸入通関の輸入許可通知書、割当物品に係る初回の仕入書（インボイス）の自己の名において輸入代金決済したT/T送金（外貨送金依頼書及び計算書の両方）等の書類の写し。

【注1】輸入許可通知書：輸入通関手続を通関業者等が代行し、その後手元に保有していない場合は、代行した通関業者等に依頼し入手してください。また、自社通関の場合も入手し保管してください。

【注2】（輸入許可通知書（<https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/tsutatsu160331/N321.pdf>）

【注3】輸入通関に使用した書類等については、法令上、保管義務がありますので御留意をお願いします（**5年間等**）。

（関税割当公表（p.20）第15 証明書の返納 3 提出書類の保存）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/download/2022/kw003_kouhyou2022.pdf

（関税法第9 4条、関税法施行令第8 3条）https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1117_jr.htm

3. 関係規定について（参照）

2022 年度関税割当公表（p.18～20 抜粋）

第15 証明書の返納

1 証明書の発給を受けた者は、証明書が次のいずれか一の事由に該当したときは、その事実の発生した日から1か月以内（有効期間を延長した証明書は、2022年度「年度枠」証明書受領日まで）に、次の2の提出書類を発給窓口に提出しなければならない。

ただし、あらかじめ発給窓口の了承を得た場合は上記第4「申請窓口」表中の申請窓口に提出することができる（委任状による返納を除く。）。

(1) 証明書の割当数量を全て使用した場合

(2) 証明書を使用しないこととなった場合

(3) 証明書の有効期間が満了した場合

（注）過去に関東経済産業局国際課（さいたま新都心合同庁舎）から発給を受けた証明書は、関東経済産業局東京通商事務所又は横浜通商事務所に提出すること。

2 提出書類

（1）皮革の場合 （略）

（2）革靴の場合

1) 証明書の原本（NACCSシステムに登録した場合は「関税割当証明書システム管理終了結果情報」を併せて提出すること。）

2) 関税割当返納確認書（公表様式第4）2通

3) 証明書を使用した初回の輸入通関（2022（令和4）年度中に取得した証明書における初回の輸入通関）に係る「2022年度証明書 返納用『自ら輸入』申告書（実績者/新規者・革靴のみ）」（公表様式第5）1通

（注）2022年度証明書を未使用（未通関）の場合は、提出不要。

4) 輸入通関を証する書類の写し 1通（返納する証明書により輸入通関した割当物品に係る初回（注）の輸入許可通知書等、次の①～③のいずれか一の書類）

（注）ただし、2回目以降の輸入通関分の輸入許可通知書の提出を求める場合があるので、全ての輸入通関分（証明書裏面の通関状況欄）の輸入許可通知書を出力等し、保存すること。また、求めがあった場合には、速やか

に提出すること。

- ①輸入許可通知書（一通関で複数ページになる場合は両面印刷可）
 - ②輸入（納税）申告書（税関様式C第5020号）（税関の許可印が押印されているもの）
 - ③国際郵便課税通知書（税関様式C第5060号）（配達郵便局の日付印が押印されているもの）
- 5) 初回輸入通関分の「自ら輸入」を証明する次の①提出書類及び②必要に応じて提出を求める書類（管理・保管書類）

①提出書類（※1）

革靴の仕入書（インボイス）の写し1通 初回通関が無償（輸入代金決済が発生しない）の場合は、有償となる輸入通関に至るまで無償等の記載がある契約書面等の写しを提出の上、無償であることを証明し、最初の有償による輸入通関に係る上記①の書類の写しを提出すること。

（※1）上記①の書類は、必要に応じて2回目以降の輸入通関した全ての書類について提出を求める場合があるので、速やかに提出できるよう管理・保管すること。

②必要に応じて提出を求める書類（管理・保管書類）（※2）

革靴を自己の名において輸入代金決済したT/T送金（外貨送金依頼書及び計算書の両方）等の書類の写し1通

なお、初回の有償となる輸入通関分の代金と決済代金が異なる（他の貨物も併せて決済した）場合、他の貨物分のインボイスも添付し、必要に応じリストを作成するなどし、初回の有償となる輸入通関分の代金が輸入元に対して決済されていることを証明すること。

（※2）上記②の書類は、必要に応じて初回通関分及び2回目以降の輸入通関した 全ての書類について提出を求める場合があるので、管理・保管すること。

また、求めがあった場合には、速やかに提出すること。

（注1）クレジットカード払いによる場合

・法人の場合は、法人名義のクレジットカードの領収書及び明細書の両方。

（なお、代表権を有する者の個人クレジットカードの使用も可とする。）

（注2）クレジットカード払いによるリボ払いを行っている場合には、残高の繰り越しも含めて、輸入代金の支払いのリボ払い分の全てについて支払が完了し、リボ債務残高がゼロになったことが確認できるクレジットカード利用明細（及び必要に応じて預金通帳の両方）。

（注3）信用状（L/C）取引による場合

・信用状発行（開設）依頼書及び計算書の両方

（注4）上記（注1）～（注3）によって書類により輸入代金の決済（完済）が確認できない場合には輸入通関実績とみなさない。

6) 返信用のレターパック・プラス（赤色）

（注）新型コロナウイルス感染防止等のため、申請書類の提出及び証明書の発給等（年度 枠、保留枠、再割当て、証明書の返納、内容変更等）は、レターパック・プラス（赤色）または書留郵便を用いて実施する。

なお、申請・発給方法等を変更する場合は、ホームページ等でお知らせする。

（※1）郵送により返納する場合にあたっては第18の3 身分確認についてに規定する書類の同封は不要とする（書類の写しも不要とする）。

ただし、必要に応じて上記の第18の3の書類の原本又は写しの提出等を求める場合があるので、その際は提出等すること。

（※2）対面により返納する場合にあたっては、上記（2）の提出書類に加えて、第18の3身分確認についてに規定する書類（社員証等）を提示等すること。

7) その他の書類

証明書の返納時及び事後審査（第18の8）において必要と認められる場合は、上記第15 証明書の返納の2提出書類（1）及び（2）以外の書面を求めることがある。

【公表様式第 4】

2022 年度分関税割当返納確認書

(※) 2 通作成し提出してください。

年 月 日

申請者氏名 (名称)	フリガナ		
法人番号			
登記上住所又は 個人事業者の現住所			
実際の営業所住所 (上記住所のほかに 事業所がある場合)			
担当者氏名	電話番号	F A X	

(足・㎡)

割当物品	革靴	牛染	牛他	羊・やぎ
証明書番号	割当数量 (A)	通関数量 (B)	残数量 (A) - (B)	非該当数量(注4) (B)の内数

注1 用紙の大きさは、A列4番とします。

2 この確認書は、各証明書(年度枠・保留枠・再割当)ごとに2通ずつ作成して下さい。

3 「割当数量」欄には、当初の割当数量を記載してください。変更があった場合には、当初の数量の下に、当初の数量から返納数量(返納数量が複数回ある場合はそれらの数量の和)を差し引いた数量をかつこ書きで記載して下さい。

4 「非該当数量」欄には、通関数量のうち、提出することができない輸入許可通知書等や自ら輸入によるものではない輸入許可通知書等があった場合には、その数量を記載してください。

(原則、提出は初回通関にかかる輸入許可通知書等のみですが、2回目以降の輸入許可通知書等についても提出を求めることがあります。全ての通関分(証明書裏面の通関状況欄)を出力等し、保管してください)

「非該当数量」については、実績算定数量及び消化率算出の際に輸入通関数量とは、みなしませんので、後年度の割当数量が減少することがあります。予めご注意ください。

5 証明書の返納日は、右の受付印の日付となります。

6 審査の結果、数量に誤りが判明したときは、後日、訂正したものを提出していただくことがあります。

7 審査等の結果、皮革・革靴公表に規定する「自ら輸入」と認められない場合は、証明書を発給しないことがあります。また、発給した証明書を発給時遡って無効とする~~とがあり、証明書の返納を求めること等がありますので適正な使用をお願いします。~~

証明書返納受付印

返納集計

返納管理簿

(添付書類) 提出前に申請者がチェック☑を入れて下さい。

 皮革・革靴共通: 関税割当証明書(原本) 皮革・革靴共通: 輸入許可通知書(初回通関分。初回の輸入通関が無償の場合には、初回通関分の輸入許可通知書及び最初の有償に至るまでの全ての輸入許可通知書。) 革靴のみ: 返納用『自ら輸入』申告書(実績者/新規者・革靴のみ)【公表様式第5】。また、年度における初回通関にかかる証明書の返納の場合は、同【公表様式第5】と添付書類(インボイス等)の提出も必要です。

【注1】ただし、2回目以降の輸入通関分の輸入許可通知書を提出いただく場合がありますので、全ての通関分(証明書裏面の通関状況欄)の輸入許可通知書を出力等し、保管してください。また、提出依頼があった際には、速やかな御提出をお願いします。

■ 輸入許可通知書 <https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/tsutatsu160331/N321.pdf>

【注2】輸入通関後にお手元に届いていない場合は、通関業者に依頼等し入手してください。

【注3】再割当証明書の場合は、原則、返納確認書2通及び初回通関分の輸入許可通知書の提出が必要です。ただし、年間を通じて、再割当証明書が初回通関(分)の場合は、輸入許可通知書、公表様式第5、インボイス各々の写しが必要です。

なお、必要に応じて、全通関分について提出を求める場合があります。

【公表様式第5】

2022年度証明書 返納用『自ら輸入』申告書（実績者/新規者・革靴のみ）

(※) 革靴（のみ）について、2022年度の初回通関にあたる証明書の返納の場合、本様式【公表様式第5】の提出が必要です。

1	申請者氏名 (名称)			
2	申請者住所			
3	担当者氏名	(電話番号) (FAX)		
4	関税割当証明書番号	2022A第	号	割当数量 (足)
5	初回輸入通関に係る 輸入申告日・申告番号	申告日	年 月 日	申告番号
6	初回輸入通関に係る 輸入貨物の数量及び 申告価格(CIF)	数量	(足)	
		申告価格	(円)	
7	初回輸入通関に係る 輸入貨物の送金日、送金 金額及び送金方法等	送金日	年 月 日	
		送金金額	(通貨(US\$等の別))	(金額)
		送金方法	(TT、L/C等の別)	(金融機関名等)
8	初回輸入通関に係る 輸出者名及び住所	輸出者名		
		住所	(国名等)	
9	初回輸入通関に係る 契約締結年月日	年 月 日		
10	初回輸入通関に係る 契約相手方名及び住所	契約相手方名		
		住所	(国名等)	

上記の初回通関分をはじめ、革靴の関税割当証明書を使用した輸入通関の全ては、自己の営業のために「自ら輸入」したことに相違ないことを申告します。

また、申請受付後、申請のあった案件に関連する書類、帳簿、その他データの提出及び説明を求められた場合には、速やかにその求めに応じます。

年 月 日

会社名・商号等

(フリガナ)

氏名(申請者又は代表権者等)

(添付書類) 提出前に申請者がチェック☑を入れて下さい。

初回通関分のインボイス (初回の輸入通関が無償の場合には、初回の輸入通関が無償の場合には、初回通関分のインボイス及び最初の有償に至るまでの全ての輸入通関分のインボイス)

【公表様式第4】に添付した証明書の初回の輸入許可通知書の輸入が無償の場合には、最初の有償となる輸入通関に至るまでの全ての輸入許可通知書。

※ 輸入代金決済したことを証する書類(送金依頼書及び送金計算書の両方、送金関係を説明した補足書類)については、提出を省略しますが、必ず保管をお願いします。必要に応じて、全通関分について提出を求める場合がありますので、その際には速やかな提出をお願いします。インボイスについても、全通関分の提出を求める場合があります。